

平成 30 年度第 4 回国分寺市障害者施策推進協議会

日 時：平成 30 年 12 月 26 日（水） 午後 6 時 30 分～午後 7 時 35 分

場 所：国分寺市役所 第一・第二委員会室

【委員】（敬称略）

大塚 晃（会長）	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授（識見を有する者）
伊佐 素子（副会長）	地域活動支援センターつばさ（市内の地域活動支援センターの代表者）
柴田 洋弥	国分寺障害者団体連絡協議会（市内の障害者団体の代表者）
福島 英明	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
土屋 由美	公募委員（市内に住む障害者及び障害児の家族）
青柳 忠義	国分寺市障害者就労支援センター（障害者等の就労支援を行う関係機関の代表者）
笹本 秋夫	東京都立小平特別支援学校（特別支援学校の教員）
坂本 喜久子	国分寺市民生委員・児童委員協議会（民生委員の代表者）
中西 紀子	第二東京弁護士会（識見を有する者）

司会・進行：大塚 晃（会長）

【アドバイザー】

長畑 達也 社会福祉法人 至誠学舎立川 国分寺地域包括支援センターもとまち

【事務局】

子ども家庭部 子育て相談室長（前田）
教育部 学校指導課統括指導主事（大島）
福祉部 障害福祉課長（廣瀬）
福祉部 障害福祉課計画係長（寒河江）
福祉部 障害福祉課事業推進係長（千田）
福祉部 障害福祉課生活支援係長（大平）
福祉部 障害福祉課相談支援係長（石丸）
福祉部 障害福祉課計画係（奥津）

【次第】

- 1 開会
- 2 審議事項
 - 1) 国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理, 評価等に関すること (諮問第1号) について
- 3 報告事項
 - 1) 障害者計画等に係るアンケート調査について
 - 2) 障害者週間行事の取組状況について
- 4 その他
- 5 閉会

【資料一覧】

◆事前配付

資料1 答申書(案)に係る意見(概要)

資料2 答申第1号 答申書

資料3 国分寺市障害福祉に関するアンケート調査(平成29年6月実施)

◆当日配付

※席次表

【開会】

大塚会長：それでは、時間になりましたので、平成30年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会を開きたいと思います。年の瀬も迫ってまいりましたけれども、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。今日は審議事項と報告事項ということで進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

まず、事務局より会議成立及び配付資料の確認をお願いいたします。

事務局：開会に当たりまして会議の成立を確認させていただきます。本協議会設置条例の規定によりまして、会議については委員9名のうちの過半数の出席をもって決するということになっております。本日は、全員そろいましたので、9名の委員の皆様にご出席をいただいております。過半数に達しておりますので、定足数を満たしており、会議成立となります。

大塚会長：続いて、配付資料の確認をお願いします。

事務局：資料の確認と進行上の注意点等について説明をさせていただきます。

まず、資料の確認を行います。次第に記載されている資料一覧をご覧くださいませようお願いします。事前配付の資料といたしまして、資料1「答申書（案）に係る意見（概要）」。資料2「答申第1号 答申書」。資料3「国分寺市障害福祉に関するアンケート調査（平成29年6月実施）」。

以上が事前配付の資料となります。

続きまして、本日お配りした資料といたしまして、席次表。

以上となります。

また、本日の資料に加えまして、「国分寺市障害者計画（第3次）・第4期国分寺市障害福祉計画（平成27年度～平成32年度）」、「国分寺市障害者計画（第3次）実施計画（平成27～平成29年度）」、以上の冊子を参考に机上配付しております。

なお、計画の冊子は、本日の会議終了後、机上に置いたままお帰りいただきますようお願いいたします。

お配りさせていただきました資料は以上でございます。全てでございますでしょうか。

次に、協議会の進行上の注意点等について説明させていただきます。当協議会は、原則として会議を公開、資料及び議事録も公開としており、皆様のご発言を正確に記録させていただくために、録音をさせていただきます。ご了承くださいませようお願いします。なお、ご発言の際には、机上にごございますマイクのトークボタンを押していただいてから、氏名を述べていただき、その後、ご発言をお願いいたします。ご発言後にはトークボタンをもう一度押してマイクをお切りください。よろしくをお願いいたします。

資料の確認等は以上でございます。

大塚会長：資料等は大丈夫ですか。

それでは、次第に沿って、2番目の審議事項です。

まず、「1）国分寺市障害者計画・国分寺市障害福祉計画の進行管理、評価等に関すること（諮問第1号）について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：第3回の本協議会で計画の答申案をお示しいたしまして、ご意見をいただきました。ありがと

うございました。事前にお送りさせていただきました資料1が、各委員からいただいたご意見の概要をまとめたものになっております。そちらをもとに修正をさせていただきました答申書の内容について説明をさせていただきます。

資料2の3ページ(2)「重点事業2：相談支援体制の充実」につきまして、前回の案では、「身近な地域できめ細やかな相談支援を提供するためには、高齢福祉や教育分野などとのつながりが必要となることから、他分野との連携強化にも努められたい」としておりましたが、資料1にありますようなご意見をいただきましたので、「きめ細やかな相談支援の提供やサービス利用者の増加に、市全体で対応するためには、事業者間の情報交換の場や他分野との繋がりが必要となることから、協議会を活用し、一層の連携強化に努められたい」と修正をさせていただきました。

続きまして、(3)「重点事業3：ライフステージを通じた支援の仕組みづくり」につきまして、前回の案では、「障害のある人が地域で安心して生活するために、防災まちづくりの取組等、災害時の支援体制の整備が図られた。年齢や障害の状況に合わせて必要な支援が受けられるように、事業の充実に向け引き続き取り組まれたい」といたしておりましたが、資料1のようなご意見をいただきましたので、「障害のある人が地域で安心して生活できるよう、乳幼児期から高齢期までのライフステージを通じた支援づくりに引き続き取り組まれたい。」「また、医療費助成事業などにおけるサービス利用者の増加は、支援の仕組みについての周知が進んでいるためであると評価できる。目標値を上回っている事業であっても、年齢や障害状況等に合わせて必要な支援が受けられるよう、引き続き事業の充実に向けて取り組まれたい」と修正をさせていただきました。

続きまして、4ページの(5)「重点事業5：障害のある人の就労の場の拡大に向けた取組の推進」につきましては、資料1にありますようなご意見をいただきましたので、新たに、「この間、市内の就労継続支援B型事業所に対する、市の施設における清掃委託業務の拡大等をはじめ、障害のある人の就労の場を拡大するために、障害者施設等からの役務及び物品の優先調達等による工賃向上に向けた取組なども充実してきており、評価できるものである」という部分を追記させていただきました。

また、福祉的就労につきましても、「新たなサービス事業の整備促進のための働きかけや、就労継続支援B型事業所等への委託業務などの拡大により」という部分を追記させていただきました。

続きまして、(6)「重点事業6：保健・医療・福祉の連携の推進」につきましては、資料1にありますようなご意見をいただきましたので、「障害の重度化・高齢化及び医療的ケア児(者)に対応した」という部分を加えさせていただきました。

最後に、会長からのご指摘によりまして、5ページの障害福祉計画の成果目標②「障害のある人の地域生活の支援」の部分で、「地域支援体制の整備を進められたい」の前に、「地域生活支援拠点などの」という言葉を加えさせていただきました。

以上、簡単ではございますが、前回からの修正点についてご説明をさせていただきました。

なお、本日は審議事項とさせていただきますが、答申書の内容につきましては、前回、会長、副会長預かりとさせていただきますので、恐縮ですが、今回お示しした形とさせ

ていただきたいと思えます。どうぞよろしく願いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。事務局より答申の修正内容の説明がございました。一応、皆さんのご意見を入れたということで、承諾をいただきたいわけですが、よろしいでしょうか。

では、これをもって答申書とさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして3の報告事項ということであります。まずは前回会議の委員の質問に対する回答ということで、事務局よりお願いいたします。

事務局：事務局です。前回の施策推進協議会にて、柴田委員より国分寺市の障害児保育の取組について、どのようになっているのかという質問をいただいた件で、主管課に確認した内容をご回答させていただきます。

まずは、国分寺市の障害児の受入れ可能な保育園の増加に対する取組についてです。市では、就学前児童の増加及び保育ニーズの高まりを踏まえ、安心して子育てをすることのできる環境整備のため、保育施設の増設を行っております。また、合同園長会などの場において、障害児の受入れ拡充の協力依頼を行い、障害児保育を行うための加配職員を配置した場合などには補助金を支給するなど、市内の保育園の障害児の受入れ拡充を図っているとのことです。

続いて、受入れ後の支援についてですが、子どもの発達センターつくしんぼにおいて、保護者からの依頼により保育園等を訪問し、連携支援を行うとともに、保育園から依頼を受けて保育内容、クラス運営等について助言を行っております。また、国分寺市基幹型保育園でも、児童の発達支援の専門家が定期的に保育園等を訪問し、保育に配慮が必要な児童の保育における助言、指導を行うなど、保育園の障害児保育を支援している状況となります。

今後についても保護者の子育てと仕事の両立の希望の高まりにより、障害児の保育ニーズは伸びていくと考えられます。そのため、環境整備として保育施設の増設を行うとともに、市保健センター、病院、児童発達支援などの地域の障害児支援にかかわる関係機関との連携を深めていくことが重要と考えています。

以上が主管課より聞き取った内容を踏まえた回答となります。

大塚会長：ありがとうございます。よろしいですか。そういう回答、見解ということですが、今の回答に対して、ご質問等ありますか。

柴田委員：本年9月の市内保育所の入所申込みの際に、ある私立保育所の0歳児1名の空席に申請した障害のある児童について、集団保育可能との医師の診断書があり、保育実施基準指数が最も高いにもかかわらず、障害児加算の保育職員が確保できないとの理由で保育所が入所を拒み、指数が次点の障害のない児童を市が入所させました。

平成26年に批准された障害者の権利に関する条約は、障害のある児童が他の児童と平等の権利を持つと定めています。国分寺市内では、児童数の急増に保育所の増設が追いつかず、待機児童数が本年4月には約200名に達しているとのことで、誰もが保育所に入りにくい状況にあります。しかし、保育指数の高い障害のある児童が排除され、指数が低くても障害のない児童の入所が優先されるという現在の状況は、この条約に抵触しています。

また、今回の市の処分は、平成28年に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律で禁じられている不当な差別的取り扱いに該当します。

ついでに、以下の点について早急に見直しが必要と考えます。

第1点、国分寺市障害児保育実施規則第3条を抜本的に見直すこと。同条は、障害児保育の定員は、市立保育所1カ所につきおおむね3名とすると定めています。上記の事例では、この規定を根拠に、公立保育所が、在籍児童が6名に達しているのに、新規入園の際には障害児を受け入れないと保護者に説明したとのことでした。

このように、障害のある児童のみに定員を定めて入所を制限することは、不当な差別的取扱いに該当します。

また、この条文は、国立保育所においては受入れなくてもよいとも解釈できますが、それは市の障害者計画に反しています。このような定員の規定を設けずに、障害のある児童を含めて保育指数の順に受け入れる近隣市もあります。条文の早急な見直しが必要です。

第2点、国分寺保育所等入所案内において、障害のある児童の保護者にのみ、事前に保育所からの入所の了承を得るよう求める現行の規定を見直すこと。障害のない児童の場合には、事前に保育所からの了承を得る必要はありません。障害のある児童の場合にのみ、このような条件を課すことも障害者差別解消法に抵触します。親が事前に保育所を見学して保育について相談することは重要ですが、その際には保育コンシェルジュ等の担当者が同行して一緒に協議する仕組みを設ける必要があります。

第3点、国分寺市私立保育所委託費交付規則に定める障害児保育実施補助金及び障害児保育事業費の対象となる加配職員を確保できるよう、国立保育所への支援策を講じること。同規則に定める職員加配は、障害のある児童への合理的配慮であり、重要な施策です。この職員加配については、入所申込み後に事前保育会及び障害児入所協議会において認定されるとのことです。しかし、4月以外の年度途中の入所の場合は、事前保育会から入所の内定までの期間が極めて短いため、国立保育所にとって新たな加配職員を確保することが困難となっています。上記の事例では、国立保育所が加配職員を確保できないため入所を拒否しましたが、今後も同様の事態が生じる可能性が高いと言わざるを得ません。市は、国立保育所が加配職員、必ずしも有資格保育士でなくてもいいわけですが、その加配職員を確保できるよう、何らかの支援策を講じる必要があります。

第4点、国分寺市障害者計画第3次実施計画における全保育園での障害児統合保育という目標を確実に達成するよう、市が真剣に取り組むこと。同計画の重点事業、通番106、統合保育事業は、公立保育園、私立保育園を問わず全園で障害児の受入れを実施しますとして、平成28年度の実績20園、公立6園、国立14園に対して、平成32年度の目標値を34園、公立5園、国立29園としています。この目標は、他市の実態を見ても決して不可能な目標ではありません。しかし、国立保育所の約半数が障害のある児童を受け入れていないという国分寺市内の現状を考えると、市には、目標を達成するための具体的な方策に取り組むことが求められます。また、どの保育所においても、障害のある個々の児童に対して適切な保育が実施されるよう、保育職員の研修を充実することも欠かせません。

以上のおおりに、障害のある児童の保育の推進についての意見を申し上げますので、国分寺市障害者施策推進協議会として適切に対応していただけるよう、お願いいたします。

大塚会長：それで、今のは保育のほうの担当からの見解ということでしたので、それ以上のことは。

柴田委員：既にもう計画の評価は終わっておりますので、これには直接影響は与えないと思いますけれども、こういう課題が残されておりますので、引き続き市のほうでどのように対応されたか、また

報告いただければと思います。

大塚会長：わかりました。こういう課題が出されたということをとめておくということでもよろしいですか。それ以上のことはないですね。ありがとうございます。

それでは、報告事項の1)です。「障害者計画等に係るアンケート調査」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

事務局：事務局です。「報告事項1) 障害者計画等に係るアンケート調査」についてご説明させていただきます。

現在の障害者計画本体、それに付随する障害者計画実施計画、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画。今挙げた4計画は、平成32年度までの計画期間となっており、平成33年度からは新しい計画となります。

この4つの新しい計画を策定するに当たりまして、まずは、障害のある方のニーズがどこにあるのか、どういう障害福祉サービスが必要で、どのようなことにお困りになっているのか、このあたりの市民の皆様の状況を知るため、来年度にアンケート調査の実施を検討しております。

つきましては、資料3として配付している平成29年6月に実施した障害福祉に関するアンケート調査に基づき、委員の皆様からご意見をいただき、それをアンケート案に盛り込んでいくことを考えております。

なお、前回のアンケート調査では、設問数を48問から64問に増やしておりますが、さまざまな情報を得られた反面、設問数が多く回答が大変であった等のご意見もございました。設問が多過ぎると、お答えする方の負担になってしまうこともあるため、項目を削ったほうが良いところや、表現をこのように変えたほうがわかりやすいというようなご意見もぜひいただければと思っております。また、ご意見をいただく際には、資料3のアンケート調査のページの下に記載されているページ番号と設問番号をおっしゃっていただきますよう、お願いいたします。

大塚会長：ありがとうございます。アンケート調査ということで、前回は行ったものをもとに今回新たに行う調査の修正であるとか加筆であるとか、全体の見直しも含めて行っていきたいということですが、もしご意見があればということとともに、詳しく見るのには時間がかかるということであれば、1月18日金曜日まで意見、質問を受け付けるということなので、引き続き団体などに持ち帰ってということもあるかもしれませんが、今日は今日でご意見がある方については、述べていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

柴田委員：アンケート調査の回答が大変等の意見があったということでしたが、具体的にどのような意見があったのですか。

事務局：お問い合わせが多かったものにつきましては、内容が大分、介護保険の部分と交わる部分が多かったもので、ご自身がどちらのサービスを受けていらっしゃるのかということがはっきりしない場合ですとか、どういうふうに答えていいのかよくわからないといったご質問は、多々受け付けました。

あとは、アンケートの形態といたしまして、障害種別ごとにアンケートの種類を分けてやったほうが良いのではないかなというようなご意見ですとか、お1人ではなかなかお答えが難しいので、回答するときに手伝ってもらいたいというようなことですとか、お答えする方が対象を児童として、18歳未満という対象の設問に対して、小さいお子さんが回答するのは「無理だろう」と。そ

ういう場合は親が答えていいのかとか、ちょっとご自身でお答えするのが難しい場合は、ご家族が答えていいのかというご質問をいただきました。

大塚会長：よろしいですか。32 ページは、大分と言えば大分であるけれども。これは、ただ、ずっと前からの連続性があるので、その比較の意味でもそう簡単にとということもあるのでしょうか。

事務局：そうですね。積み重ねをしたほうがよい部分と、あとは、福祉の場合、施策の内容が変わってくるので、その部分は毎回入れかえているところですよ。1つの設問だけで完結するというよりは、クロス集計のような形で、組み合わせでご意見をまとめていく手法がとられている関係で、どうしても設問数が増えてしまう傾向にあるのですけれども、極力、必要最小限にとどめられたらなどは考えております。

事務局：補足なのですけれども、前回のアンケート調査のときも、中西委員のほうから、あまり設問が多過ぎると回答する障害者も大変だろうというご意見があったのは記憶しております。私どものほうも、特に現計画を策定するためのアンケート調査に当たっては、差別解消法が施行したということもありますし、かなり変化が多い期間でもありましたので、幾つか設問を、その意見を踏まえて精査したのですけれども、結局この数になってしまったというのが実態でございます。

前回のアンケート調査の中でさまざまなご意見が上がってきたということもありますので、今回のアンケート調査では、それらも少し踏まえた形で作成し込んで、より良い意見収集、意向把握ができればなと思っています。

今後なのですけれども、また次回の施策推進協議会の中で、今度はたたき台をお示しさせていただいて、そこでご意見をもらおうかなと考えております。この後、予定だと4月まで会議開催がございませんので、来年の1月18日までで構いませんので、ご意見等があれば事務局のほうにファクス、メール、お手紙等でいただければと考えております。

福島委員：先ほど事務局から、障害種別に分けてアンケートをするのはどうかという意見があったということをお聞きしたのですけれども、障害の種別に分けたアンケートとなれば、恐らく膨大ではなくなるというか、アンケートの量が少なくなるのではないかとふと思ったのですけれども、その辺はいかがなのでしょう。

事務局：この1つのアンケートになりますと、全く関係ない部分が多くあるという方がやはり見受けられるということで、種別に分ければより関係のある部分のお答えだけをすればよいのではないかとということで、種別ごとに分けてはどうかというご意見を前回いただいております。

福島委員：障害種別に分けたアンケートの作成は可能なのでしょうか。

事務局：東京都のほうで作成しているアンケートにつきましては、種別ごとに分かれているものがありまして、一応、事務局といたしましても、そこも視野に入れながら参考にして作成することは可能だと思っております。

福島委員：わかりました。

柴田委員：昨年のはたしか介護保険のアンケートと重なって、人によっては同じ家庭に障害者用とか、親の介護用と両方が来てということになったのですが、今度もまた同じことになるのでしょうか。定期的に重なるのですか。

事務局：今のところは重ならない予定でおります。

柴田委員：前回のアンケートのときにはいろいろ提案させていただいて、例えばグループホームの必要な

数というのはかなり正確に集計されてすごくよかったので、やはり細かく見られるアンケートのほうがいいとは思うのですが、そうすると一方ではこんなになってしまうので、質問数を減らしてしまって何かよくわからなくなるよりも、前回の質問数は維持しながら、例えば、全体に関するものと、障害種別のもので二本立てにして集計するとか、何かそんな方法がいいかなと思います。

伊佐委員：ちょっと質問なのですけれども、かなりこれだけのボリュームがあるということで、皆さん答えるのも大変だったと思うのですが、実際に実施したところで回収率とか、あと設問に対する回答率というのがどれくらいだったのかなというのがわかればお教えいただきたいのですが。

事務局：回収率は50.6%でありました。さらに3年前が49.7%なので、0.9ポイント上がったということでございます。回答率については、今ちょっと手元に資料がないのでわかりませんが、ほぼ私ものの中では回答いただけたのではないかなと考えています。

大塚会長：50%というのは、障害と考えられる家庭に送ってということでしたか。それで、返ってきたのが。

事務局：そうでございます。

大塚会長：障害福祉計画をつくるときの基礎データが必要なのですよね。例えば、今、サービスを利用していますかというのが3年ごとに増えていけば、そのトレンドがわかるとか、それから、今後利用したいというのは潜在的ニーズで、本当はしたいけれども、まだそこまでいっていないという潜在ニーズもある。それは多分、障害福祉計画をつくるときの基礎の一番考えるべきことなので、正直言って、満足しているかどうかというのは、質は大切だけれども、計画をつくる上ではちょっとまだ違うところの領域で、まずは数値、ただ、返ってきたのが50%ということは、ほとんどあまり意味がないと言ってしまっているのかな。どう考えればいいのだろう。

柴田委員：一般的にどの程度なのですかね。私は50%というのは結構、回答率が多いなと思ったのですけれども。

大塚会長：障害福祉計画をつくるときの数値というのも、ここからはじいているのですか。それとも違うのではじいているのですか。

事務局：参考にはさせていただきます。

大塚会長：参考か。

事務局：はい。先ほどの配付先は全障害者の方ではなく、市で把握している障害者の方のうちの3,500件に送付したうちの50%ほどが回収できているとなります。

大塚会長：一部の部分か。

事務局：そうですね。全数と言っても障害者の方の場合、市内の方全員を把握しているわけではありませんので、市の方針として、3,000前後が計画を策定する上でのアンケートの対象者数と規定がございまして、その関係で、前回は3,500だったのですが、そのような形になっております。

大塚会長：そうすると、参考ということで、実際のトレンドは事業所に登録してサービスを使った形の方の数を積み重ねながら来ているわけですね。それが一番だからということですね。だから、これはあくまでも参考ということですよ。事業所をどれだけ使ってきたか、3年間でというのは、3年ごとの計画に入ってくるから、それによって増えているというのはもちろんあるのですけれど

ども、この位置づけをどうするかということで、これをどういうふうに使うといってもねという話なので。

どうぞ。

長畑アドバイザー：内容のほうは読ませていただきますと、非常に重要なエッセンスが入っておりますので、恐らく 48 を 64 に増やしたところも、その整合性の中でこういったアンケートになっているというところでは、なかなか削るのは難しいのかなと感じました。

ただ、議論になっておりますパーセンテージの部分で、恐らく半数が回収し切れていないというところで、その内訳はどうなっているのかなというのは非常に気になります。やはりご本人がご記入できないような状況も多々あるのかなと。ご家族ですとか介助者の方、専門職の方も含めて、なかなかサポートが行き届かないがゆえに回答ができていないケースがあるのであれば、本来そこへの支援、サポートが必要で、その方々のお声が一番重要なのかなという部分もいたしますので、そのあたりは実際どうだったのかなというところで、そのあたりの対策等を力添えいただけると、ちょっとまた正確な内容が出てくるのかなと思います。

大塚会長：増やすことを考えると。もうちょっと回答率が高くなると。

長畑アドバイザー：やはりその 50%出てきていないのは、個人によるものなのか、そのやはりサポートが必要だと思いますので、そのあたりがちょっと行き届いていない中での回収率の数字なのか、そのあたりの精査がやはり必要なのかなと思います。

大塚会長：わかりました。ほかにはいかがですか。柴田委員。

柴田委員：利用しているかどうかは、市のほうでわかると思うのです。一番大事なものは、今後も利用したいのか、利用しないのか。そういう障害者の人の意向がここで把握できるというのがやはりすごくいいアンケートだと思うのですね。そういう点では、項目を減らすということがなかなか難しいかなという気はいたします。

大塚会長：ご意見等がございましたら、来年になってもということなので。

どうぞ。

青柳委員：就労支援センターのほうを利用される方で、例えば、発達障害の方で、字を追えるけれども目に入ってこないとか、もしくは、精神障害をお持ちの方で、読むだけでもう圧迫感があって読めないという方も中にはおられるのですね。そういう方たちのためにも、先ほどのお声の部分をどう聞けるようになればいいのかなというところでいうと、例えば、就労支援センターでも、基幹相談支援センターさんでも、そういう方たちのピックアップを少しでもして、例えば、音読するなりとかして回収という方法も、数としては、回収率としては少ないかもしれないのですけれども、少なくとも耳に届くというような方法もあるのではないかなと思います。

大塚会長：ありがとうございます。次回のアンケート調査は、本人が書きやすい環境をつくっていくと。どういう可能性があるかというのはもちろん誰かが助けるといってもあるし、それから、読みやすい環境、いろいろな工夫があると思うのですね。そういうことを少し考えてみましょうか、努力してみましようかということで、ありがとうございます。長畑さんの意見もそういうことだと思います。よろしいですか、これは。そういうことで、引き続いてアンケート調査については考えていくということで、よろしく願いいたします。

事務局：1点だけ訂正をさせていただきます。先ほど私、前回の市民アンケート調査の回収率を 49.7 と申し

上げたのですけれども、正しくは 48.7%でした。したがって、1.9 ポイント、前回のアンケート調査で回収率が上がったということでございます。申しわけございませんでした。

大塚会長：報告事項の 2 番で、「障害者週間行事の取組状況について」ということで、ご説明をお願いいたします。

事務局：事務局です。障害者週間行事の取組状況についてご報告をさせていただきます。

去る 12 月 8 日土曜日、午後 1 時から午後 3 時半まで、c o c o b u n j i プラザリオンホールにおきまして、市と障害者福祉を進める会との共催によりまして、平成 30 年度障害者週間行事を開催いたしました。当日のプログラムといたしまして、開会式の後、小学生による作文発表がありました。これは、社会福祉法人けやきの杜が毎年開催しているけやきフェスタにおいて、小学生の作文コンクールを実施しておりますが、今回は「障害って何」というテーマに対して、約 400 もの作文が提出され、優秀作として選ばれた作文のうち 4 作文が発表されました。その内容はとてもすばらしく、来場された皆さんの心に響いたと思われまして、皆さん感動されておられました。

また、市内の団体により、ニコニコアート展というものが行われまして、障害のある小中学生の作品、約 70 品が展示され、優秀作品の表彰も行われました。全ての作品は同様にすばらしいもので、皆さん感銘を受けておりました。

その後は、市内の男性グループによる歌の合唱や、障害者支援施設が支援する音楽グループによる歌の披露がありまして、会場と一体になって盛り上がりまして。

また、今回は市内の障害者施設の製品などの販売を行いまして、お菓子やクラフト品、また、野菜、こくベジなどの販売を行いました。

また、会場は別なのですが、セミナールームにおきまして、スポーツ吹き矢体験も行いました。障害者週間全体では、スタッフも含めまして約 200 人も多くの方々が参加されまして、盛況の中、無事に終わることができました。今後も障害者理解の促進に向けて引き続き行ってまいりたいと思います。

説明は以上でございます。

大塚会長：ありがとうございます。それから、自立支援協議会ニューズレター No. 3 は、ご説明は要らないですか。

事務局：事務局です。ニューズレターについては、今回、自立支援協議会のほうで作成しましたので、参考にご案内で配付させていただきました。ご覧いただければと思います。

大塚会長：ありがとうございます。ニューズレターが来ているということですね。

それでは、全体として、今年ももう終わりですけれども、何かご意見等がございましたら、長期的なことでもいいのですけれども、どうぞ忌憚ないご意見をいただければと。

柴田委員：前回の協議会で少し申し上げたのですが、今年発生した事件について、精神障害者の家族の会である国分寺あゆみ会から市長宛てに要望書が出されております。市としてはどのようにお考えでしょうか。

大塚会長：この協議会で、議論することは家族のプライバシーもあり、いかななものかと思いますが、障害のある方の家族支援は必要なので、その点については協議会で議論してもよいかと思います。

事務局：市のほうでも重くそれは受けとめておりまして、今後、あゆみ会との懇談会も予定しております。

す。そこで家族会の方のお気持ちやお考えについても詳しく話し合う予定にしております。

その上で、家族支援について、あるいは、障害を持つご家族全体の支援について、市として何ができるかというものをこれから考えていきたいと思っております。

大塚会長：プライバシー等があるのかもしれませんが、何ができるということを議論していきたいとは思いますが。

ほかにはいかがですか。全般のことでいいのですけれども。

どうぞ。

中西委員：今の点なのですけれども、また経過をご報告いただけるということなののでしょうか。報告できる場所とできないところがあると思うのですが、できる範囲で、また次回とかに経過をご報告いただければなと思います。

事務局：家族会との懇談がどういう形になるかわかりませんが、機会があれば、この中で報告が可能なことは報告したいと思います。

柴田委員：ぜひとも報告していただきたいと思いますが、問題はやはりこのような事件が起こらないような対策とは何かというところだろうと思うのですね。それが、この障害者計画の中にどういうふうに盛り込まれていくのかというところがやはり大事な点だと思いますので、そういう点での、この協議会における検討が必要ではないかと思いますが、ちょっとこれは委員長のご意見を伺いたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

大塚会長：この協議会で個別案件を議論することは無理だと思いますが、抽出された行政施策に対して支援策を講じて、このような事態を防いでいくことは使命であると思います。

柴田委員：国分寺障害者団体連絡協議会では、この件については2つ課題があるという意見がありました。1つは、緊急事態に対応できる窓口の設置をきちんとつくってほしいと。それをまた周知してほしいと。恐らくこの事件の場合も、ご本人も親御さんも、どこかに相談するという方法を見出せなかったのだらうと思いますし、そういう窓口を設ける必要があるということが1つ。それから、こういうふうになる前に、各家庭に出向いていく。待っているのではなくて、出向いていく支援体制が必要ではないかということで、その点ではこの計画の中にある実施計画に定められている訪問的な相談体制を現実的にもっと充実する必要があるのではないかというような意見がありました。今後の課題として検討していただきたいと思います。

大塚会長：一般論としては、地域生活支援拠点の課題なのですよね。家庭の危機的状態においては、アウトリーチも含めて相談支援を中心としたところが介入していくと。そういうところを支援していくということの体制を整備していくということがあるわけですので、そこも含めてやっていかなければならないことだと。そのためには、相談支援がきちんと機能しなければならないし、24時間365日体制で、あるいはどのような家庭が、これもプライバシーとの関係が非常に深いだけでも、どのような家庭がそのリスクが高いかということも評価しなければならないのですね。親御さんが病気になりやすいとか、もう明らかにというところのことも含めてやっていって初めて成り立つもので、かなり人と時間と手間をかけないとできないが、そういうことをやっていく必要はあると思っています。

柴田委員：この件はわかりました。冒頭に申しあげました障害児保育についても、私の意見を申し上げたわけですが、市のほうでいろいろ検討されることであらましようから、それについてまた

ここで報告していただければと思います。

大塚会長：よろしいですか。

それでは、その他ということで、次年度第1回会議など今後の日程について説明をお願いします。

事務局：事務局です。4点お伝えしたい事項がございます。

まず1点目、今回の答申についてですが、後日委員の方々に郵送という形で対応させていただきます。2点目ですが、会長にもおっしゃっていただきましたが、今回の障害者計画等にかかるアンケート調査については、年明け1月18日金曜日まで意見を受け付けておりますので、よろしくお願いたします。3点目ですが、次回の協議会の開催予定をお伝えさせていただきます。次回は、4月24日水曜日午後6時半から8時半まで。場所は市役所第一・第二委員会室を予定しております。続いて、最後になりますが、お車でいらっしゃいました委員の方には駐車券をお渡しいたしますので、会議終了後、事務局までお声がけいただければと思います。

大塚会長：それでは、平成30年度第4回国分寺市障害者施策推進協議会、これで終わりにしたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。ご苦労さまでした。

——了——